

遺伝子組換え食品等の安全性評価基準の作成状況

平成16年2月27日現在

区分		機関別			
		厚生労働省、農林水産省の基準	食品安全委員会の基準	Codexの基準	
遺伝子組換え食品(種子植物)			組換えDNA技術及び食品及び添加物の安全性評価基準(厚生労働省)	遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)	組換えDNA植物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン
			遺伝子組換え植物の掛け合わせ品種の安全性評価の考え方(平成16年1月29日 食品安全委員会決定)		
遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物				遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準(16年3月10日まで、ご意見・情報を募集中)	なし
遺伝子組換え微生物を利用して製造された食品	生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない			遺伝子組換え食品(微生物)の安全性評価基準(仮称、未作成)	組換えDNA微生物由来食品の安全性評価の実施に関するガイドライン ・遺伝子組換え微生物が食品中に残存しない ・死んだ遺伝子組換え微生物が食品中に残存する ・生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存する
	生きた遺伝子組換え微生物が食品中に残存する				
遺伝子組換え飼料・飼料添加物		組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性評価基準(農林水産省)	遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方(現在作成中)	なし	